「国民健康保険・後期高齢者医療」の保険証が更新されます

新しい保険証を７月下旬に郵送しています

国民健康保険被保険者証は世帯ごとに、後期高齢者医療被保険者証は個人ごとに７月下旬に郵送していますので、確認をお願いします。

新しい保険証は、８月１日から使用することができ、有効期限は平成 26 年７月 31 日までとなっています。ただし、生年月日や保険証の種類などにより有効期限が異なりますので注意してください。

なお、古い保険証は新しい保険証を受け取った後、８月１日以降に破棄してください。

保険証は大切に保管を

医療機関などにかかったときに、保険の給付を受けるには、必ず保険証の提示が必要ですので、大切に保管しましょう。

また、改正臓器移植法の施行に伴い、臓器提供の意思表示の有無について、裏面に記入することができますので、ご利用ください。記入を隠すシールを、保険・健康増進グループ窓口で配布していますので、希望する人はお気軽にお申し出ください（※記入を義務付けるものではありません）。

国民健康保険被保険者証（見本）

国民健康保険でこんなときは届け出を！

下記の項目に該当する人は、必ず、保険・健康増進グループまたは有明支所、三会出張所で届け出を行ってください。

こんなとき	どうする	届け出時に必要なもの
勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた	国民健康保険を脱退する届け出がされておらず、国民健康保険にも加入していることになるため、脱退の届け出が必要になります	・勤務先の保険証 ・国民健康保険証 ・印鑑
会社などを退職しているのに保険証が送られてこない	国民健康保険への加入の手続きがされていない場合は、保険証が送られてきませんので、届け出が必要となります	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印鑑

ジェネリック医薬品を活用しましょう

国民健康保険では、薬代の軽減と医療費抑制につながるジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。その一環として、「ジェネリック医薬品」をさらに利用しやすくなるよう、「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証更新に併せて送付しています。

このシールを保険証に貼っていただくことにより、口頭では言いにくいジェネリック医薬品への切り替えを、医師や薬剤師に伝えることができます。

このシールは、保険・健康増進グループの窓口でも配布しています。

国民健康保険税は納期限内に

国民健康保険は、国保加入者が納める保険税を主な財源として、相互扶助により運営されています。大切な財源である税収入を確保するため、納期限内の納付にご協力ください。

▶問い合わせ先　保険・健康増進グループ（☎ 63-1111）　保険班（国民健康保険　　内線 231）
〃　（後期高齢者医療　内線 233）